

住宅改修費申請等に係る留意点について

住宅改修は、利用者一人一人の生活の改善、または行動範囲が拡大されているかを確認しています。申請については、令和6年1月11日付けの通知に、理由書や間取りの記載例などがありますので、参考にしてください。添付書類の不足・不備により、事前確認や支給決定に時間を要することがないように、「住宅改修 提出前確認リスト」を確認のうえ、書類の提出をお願いします。

利用者にとって安全で、自立支援につながる生活が送れるように、改修内容の検討をお願いします。

これまでにあった注意すべき事例を以下のとおりまとめましたので、書類作成の参考にしてください。

給付対象外となった事例

- ・改修工事後の動作確認未実施
（例）改修工事の着工直前に利用者が入院したが、改修工事を施工し、動作確認を行わずに支給申請書を提出した。

申請内容に疑義が生じ、給付に時間を要した事例

- ・利用者の身体状況から、安全性が確認できない
（例）歩行器での段差昇降が困難なためスロープを設置したいが、傾斜角度が不明
- ・手すりの必要性が、理由書からは確認できない
（例）両側に手すりを設置したいが、動線や使用方法の記載が無い

迅速な改修につながった事例

理由書に下記内容が明記されている

- ・利用者の心身の状況や生活習慣を確認し、動線と動作を検証していた
- ・一つ一つの改修が、利用者にとって必要であることを検証していた
- ・改修による行動、生活の拡大や変化が明確であった

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278

住宅改修 提出前確認リスト

○提出する前に

申請書類がそろっているか確認をお願いします。

【事前確認申請】

申請書、理由書、見積書、間取り図、写真、承諾書（所有者が本人以外の場合）

【支給申請】

申請書、領収書（原本）、内訳書、写真

○事前確認申請

申請書

No	確認項目	チェック
1	申請書様式は最新のものを使用しているか。	
2	氏名・住所・生年月日を被保険者証で確認しているか。 （認定申請中の場合は、医療保険証・マイナ保険証・資格確認書等で確認すること）	
3	保険証の住所と竣工する住宅住所が一致しているか。	
4	着工日を申請日より10日以降としているか。（審査期間は概ね10日から2週間）	
5	【受領委任払い】認定申請中ではないか。入院中・入所中でないか。	
6	【償還払い】要介護認定申請中（新規・区分変更）で、認定結果が自立になった場合、給付ができず実費になる可能性を本人・家族に説明しているか。	
7	【償還払い】入院・入所中で、退院・退所の目途が立たない場合、給付ができず実費になる可能性を本人・家族に説明しているか。	
8	事前確認後に入院・入所した場合、支給対象とできない可能性があることを本人・家族に説明しているか。	

理由書

No	確認項目	チェック
1	必要な改修について、施工業者だけでなく、ケアマネジャーと検証したうえで理由書を作成しているか。	
2	本人・家族の希望だけでなく、利用者の自立支援に資する改修となるよう、施工事業者、ケアマネジャー、必要に応じて専門職（リハビリ関係者、福祉用具事業者）と連携し、改修内容を検討しているか。	
3	建物等の老朽化による工事が含まれていないか。	
4	将来を見据えた本人の身体状況の悪化に備えるための工事が含まれていないか。 例：現在、歩行しているが、将来、車椅子の使用を見込みスロープ設置	
5	退院、退所前であっても、改修予定の住宅で動作・動線を確認しているか。またリハビリテーション職が同席した場合は、その旨、記載しているか。	
6	段差の解消の場合、本人に必要な動線幅の数値と判断理由を、スロープでは傾斜角度と長さの数値も理由書に明記しているか。	

見積書

No	確認項目	チェック
1	宛名・住所・日付に誤りがないか。	
2	単価×数量の計算に誤りがないか。	
3	値引きをする場合、消費税を出す前に値引きしているか。	

間取り図

No	確認項目	チェック
1	本人の動線を記載しているか。	

写真

No	確認項目	チェック
1	撮影日が記載されているか。	
2	明るさや角度等、施工前の状況がはっきり分かるように撮影、印刷されているか。	
3	手すり設置場所は拡大した写真だけでなく、改修する場所の全体が映っているか。	
4	手すりや踏み台等の設置位置を線等で示しているか。 (現状を把握できるように、太い線を使わず、枠線で囲う場合も塗りつぶさないこと)	
5	同一場所を追加で改修する際には、以前に行った改修内容を記載しているか。	
6	段差の解消の場合、段差の高さが分かるようにメジャーを当てて撮影しているか。	
7	床材変更の場合、物やゴザを撤去した写真を撮っているか。(工事前に写真を撮り、支給申請の際に提出すること)	

○その他留意点

- ・工事が給付の対象になるか判断に迷う場合は必ず事前に相談してください。なお、窓口に来庁される場合は、事前に介護保険課給付係に連絡をしてください。
- ・理由書には、困っていること・改善したいこと、改修箇所を具体的に記載してください。
- ・床材変更の場合、床材のカatalog等を提出してください。

○支給申請

申請書

No	確認項目	チェック
1	申請書様式は最新のものを使用しているか。	
2	口座情報の、ふりがな・口座番号等に誤りがないか。金融機関名及び支店名は最新の情報を記載しているか。	
3	事前申請の際に要介護認定（新規・更新・区分変更）申請中だった場合は、支給に係る対象期間の認定が確定しているか。（確定してから提出すること）	
4	事前申請の際に入院していた場合は、退院日を支給申請書余白に記載しているか。	
5	改修工事施工後に、利用者の動作確認を行っているか。	
6	改修費用は工事費用の総額を記載しているか。	
7	申請者欄、受領委任状の委任者欄は、被保険者本人の住所、氏名を記入しているか。（工事完了から支給申請書提出までの間に死亡された場合は親族が申請者となる）	
8	受領委任状の受任者欄及び口座欄は、受領委任の届出とおりに記入しているか。（施工業者の住所、事業所名、役職名、代表者名及び口座番号）	

領収書

No	確認項目	チェック
1	金額が合っているか。（償還払いの場合は、工事費の総額。受領委任払いの場合は、工事費の総額から保険給付分を差し引いた金額）	
2	宛名は被保険者の氏名になっているか。	

内訳書

No	確認項目	チェック
1	材料の軽微な変更（例：ブラケットの数量変更等）があった場合は、内訳書に変更内容がわかるように記載しているか。（使用しなかった材料についても、内容を残し金額は0円）	

○その他留意点

- ・工事内容に変更が生じた際は、直ちに担当ケアマネジャーに連絡してください。ケアマネジャーから介護保険課へ連絡いただき、変更内容を確認します。連絡がない場合、支給できない可能性があります。
- ・事前確認後、改修工事の前に入院・入所した場合は、直ちに担当ケアマネジャーに連絡してください。ケアマネジャーから介護保険課へ連絡をいただき、内容を確認します。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請 にかかる留意事項について

1 目的

介護給付適正化事業の1つである「住宅改修の点検」を重点的に取り組むため、長岡市では、令和5年6月から理学療法士等のリハビリテーション専門職が住宅改修の内容について点検をしています。

利用者の自立支援に資する改修内容であるかといった観点から点検を行うため、利用者の生活環境、動作等を確認する必要があります。

つきましては、以下の事項を確認のうえ、適切な書類の提出をお願いします。

2 追加する提出物

間取り図（必須）

生活動線把握のため、利用者の動線を記載した間取り図（手書きなど簡易なもので可）の提出をしてください。

※介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前確認申請書の様式を変更しましたので、最新の様式を使用してください。

3 理由書

- 必要な改修について、施工業者だけでなく、ケアマネジャーと検証したうえで理由書を作成してください。
- 理由書 P2 について、改修が必要な理由を具体的に記載してください。
②具体的な困難な状況 ③改修の方針 の順で具体的に記載してください。
例 ②けがや病気により〇〇動作が□□な状況となり、妻の介助が必要になった。
③この部屋のこの場所に、手すりや段差解消をすることによって、困難であった〇〇動作が□□な方法となり、見守りで行えるようになる、屋内移動が見守りとなることで日課が再び行えるようになる。
- 理由書に不明点がある場合は、理由書作成者に内容を確認します。
- 退院、退所前であっても、住宅で本人の動作・動線を現地確認後、理由書を作成してください。またリハビリテーション職が同席した場合は、その旨、記載してください。
- 段差の解消や床材の変更の場合、利用者に必要な動線幅のみが対象です。必要幅の数値とその必要幅の判断理由を理由書に明記してください。
例 通行する車椅子幅が〇cm であり、車椅子の後方から一人介助でスロープを通行するため〇〇cm の幅が必要となる。スロープの長さは〇cm、〇度の傾斜となる。

- ・建物等の老朽化のため必要となる工事は対象になりません。
- ・将来を見据えた利用者の身体状況の悪化に備えるための工事は対象になりません。

例：現在、歩行しているが、将来、車椅子の使用を見込みスロープ設置

4 写真

- ・手すり設置場所は拡大した写真だけでなく、改修する場所の全体を映した写真を添付してください。
- ・同一場所を追加で改修する際には、以前に行った改修内容を記載してください。

5 その他

- ・事前確認の審査期間は概ね 1 週間～10 日でしたが、専門職による点検を行うため、審査期間は **10 日～14 日**となります。
今まで以上に着工期間に余裕を持って申請をお願いします。
- ・介護保険の住宅改修においては、利用者の在宅生活の柱となるものです。
利用者・家族の希望だけでなく、利用者の自立支援に資する改修となるよう、施工事業者、ケアマネジャー、必要に応じて専門職（リハビリ関係者、福祉用具事業者）と連携し、改修内容を検討してください。
- ・工事内容に変更が生じた際は、直ちに担当ケアマネジャーに連絡してください。
ケアマネジャーから介護保険課へ連絡いただき、変更内容を確認します。

担当：介護保険課 給付係

TEL：(0258) 39-2245

FAX：(0258) 39-2278

間取り図 作成例

参考資料

